

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 7 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4 件

国 民 年 金 1 件

厚生年金保険関係 3 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800024号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800026号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社に合併)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年10月21日から同年11月21日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和55年10月21日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年10月21日から同年11月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月21日から同年11月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和55年10月21日となっているが、同社には同年11月20日まで勤務し、同年10月分の厚生年金保険料を給与から控除されていた。給与支払明細書及び退職金支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された従業員原簿及び同社の回答並びに請求者から提出された給与支払明細書、退職所得の源泉徴収票及び退職金支給明細書から判断すると、請求者が、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における請求者の資格喪失年月日が、厚生年金基金及び健康保険組合の記録における資格喪失年月日と同じ昭和55年10月21日となっており、社会保険事務所(当時)、厚生年金基金及び健康保険組合のいずれもが誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800026号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800013号

第1 結論

平成11年12月から平成15年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年12月から平成15年*月まで

平成11年12月に夫が会社を退職したが、当時、私はまだ60歳になっていなかったため、社会保険事務所(当時)からの通知に従って国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への切替を行った。

通知が届くのが遅かったため、夫が退職してから切替をするまでの期間の国民年金保険料は市役所で一括納付し、手続後の期間の保険料は口座振替で毎月納付した。

私は、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫の退職後、社会保険事務所から届いた国民年金第1号被保険者への切替の通知に従って手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A年金事務所が保管する請求者に係る国民年金被保険者関係届書を見ると、受付年月日は平成26年9月29日である上、請求者は平成11年12月16日に遡って国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者に種別変更していることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金第3号被保険者であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800058号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月1日から平成13年3月1日まで

前回、A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったところ、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たにA社の給与明細書が見付かったので、再調査の上、請求期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る訂正請求については、i) 請求者から提出された給与明細書により確認できる各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていること、ii) A社は平成28年7月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同事業所の現在の事業主は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、当時の事務担当者は死亡しているため、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答しており、事業主等から、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、iii) 請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が訂正されるなどの不自然な点は見当たらないこと等から、既に平成29年10月16日付けで、年金記録の見直しをしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たにA社の給与明細書が見付かったので、再調査してほしいとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者が新たに見付かったと主張する昭和57年11月分、昭和61年5月分、同年12月分、昭和62年1月分、同年4月分及び同年5月分、同年7月分から同年10月分までの各月並びに昭和63年4月分の給与明細書は、いずれも前回の訂正請求時に請求者から提出された給与明細書と同じであり、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800016号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800025号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社(平成*年にC社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年7月25日から昭和53年5月20日まで
② 昭和55年5月26日から昭和56年2月9日まで
③ 昭和60年1月26日から平成5年4月1日まで

昭和50年6月から昭和56年2月までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に係る被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、その直後の昭和56年2月から平成5年3月までB社又はC社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間③に係る被保険者記録がないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社の請求期間①及び②当時の代表取締役は平成14年に死亡している上、同社は、「請求者は当社に勤務していたと思われるが、具体的な勤務期間並びに請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、資料が無く不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主に確認することができない。

また、商業登記の記録において、請求期間①又は②にA社の役員であった者のうち、唯一事情聴取できた者は、請求者を知らない旨陳述しており、同人以外からは事情聴取できないことから、請求者の請求期間①及び②における勤務実態について、元役員に確認することもできない。

さらに、雇用保険の記録において、請求者のA社における被保険者記録は、昭和53年5月20日から昭和55年5月26日までの期間のみであり、当該期間以外に請求者の被保険者記録は見当たらない。

加えて、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、A社における被保険者資格を昭和51年7月25日及び昭和55年5月26日に喪失した際において、いずれも請求者の健康保険被保険者証を返納された旨が記されている。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、商業登記の記録及びオンライン記録によると、C社は平成7年に解散している上、同社の請求期間③当時の代表取締役の一人は平成21年に死亡しており、もう一人の代表取締役及び同社の解散時の代表清算人は、いずれも「請求者はC社に勤務していたと思うが、具体的な勤務期間までは分からない。また、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答又は陳述していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主等に確認することができない。

また、商業登記の記録において、請求者がB社又はC社に勤務したと主張する期間に同社の役員であった者のうち、事情聴取ができた二人（前述の代表取締役及び代表清算人を除く。）からは、請求者の請求期間③における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認又は推認できる回答又は陳述を得ることができない。

さらに、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、B社における被保険者資格を昭和60年1月26日に喪失した際において、請求者の健康保険被保険者証を返納された旨及び被保険者資格喪失後の療養給付に係る健康保険継続療養証明書を交付された旨がそれぞれ記されている。

なお、請求者から提出された3枚の辞令において、いずれも赴任先としてD事業所が記されているところ、前述の事情聴取ができた者からは、D事業所に勤務を命じられた請求者とB社又はC社との雇用関係及びD事業所に勤務した従業員に係る社会保険の加入について、確認又は推認できる回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800048号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年1月11日から昭和53年8月7日まで

A社を設立した昭和47年1月11日から取締役就任し、厚生年金保険料を自身の給与から控除して、毎月納付していた。

請求期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録により、請求期間のうち、A社の設立年月日である昭和47年1月11日から昭和52年10月31日までの期間において、請求者は、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録、事業所記号簿及び事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和53年8月7日であり、請求期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求期間当時の厚生年金保険法において、適用事業所は、「常時5人以上の従業員を使用するもの」と規定されているところ、A社の請求期間当時の代表取締役は、当時の同社における従業員は自身と請求者の二人のみであった旨回答しており、請求期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる。

さらに、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除した旨回答しているものの、当該回答の責任者である前述の代表取締役は、自身の記憶に基づき回答したが、当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、厚生年金保険料の控除額について記憶がない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。